

●都市計画マスタープランとは

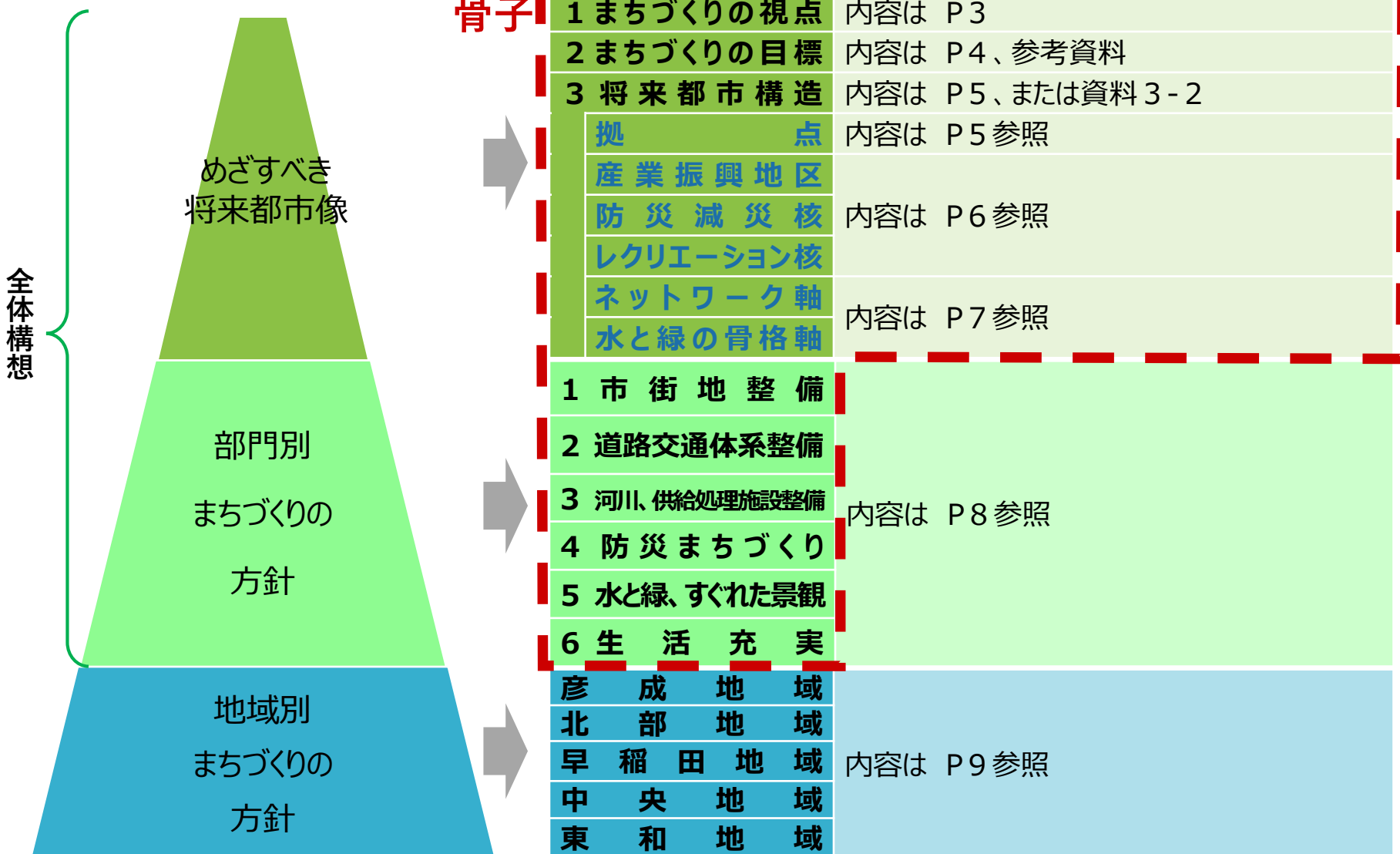
- 目的
- 位置づけ・役割
- 策定について
- 計画期間（令和 3 年度から令和 2 2 年度）
- 想定人口フレーム 
- 都市計画マスタープランの内容と構成
- 将来のまちづくりに対する意向の把握

想定人口フレーム

現 在: 令和 2 年: 14.3 万人
中間年次: 令和 12 年: 14.8 万人
最終年次: 令和 22 年: 14.0 万人

※各年次1月1日基準

●三郷市都市計画マスタープランが示す空間構造



●全体構想について

●めざすべき将来都市像

(1) まちづくりの視点について

総合計画の方針や県の基本理念に併せ、これからのまちづくりに必要な視点に基づき、都市計画マスタープランを策定します。

①社会経済状況への対応

市民ニーズや人口減少、少子高齢化の進展など

②都市的土地利用の整序・集約化

産業系の開発、再開発、将来道路網の構築、住宅施策など

③防災から減災への転換

都市の防災性の向上、復興まちづくりの事前の準備など

④その他社会的な課題への対応

環境負荷の軽減、都市のバリアフリー化、良好な景観の保全・形成など

(2) まちづくりの目標について

総合計画「まちづくり方針」との整合を図ったうえで、都市計画の視点から、持続可能なまちづくりを推進するための目標を定めます。

※総合計画基本構想案「まちづくり方針」を参照（参考資料）

- ①安全でいつも安心して住めるまちづくり
- ②子どもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり
- ③水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり
- ④都市基盤の充実した住みやすいまちづくり
- ⑤魅力的で活力のあるまちづくり
- ⑥誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり
- ⑦健やかで自立した生活を支え合うまちづくり

(3) 将来都市構造について

- ・・・三郷市総合計画の基本構想に位置づけられる「将来の都市の姿」

将来都市像やまちづくりの目標の達成を目指して、市域全体の特徴や骨格を空間的かつ概念的に表し、**目指すべき将来の都市の姿を分かりやすく描いたもの**

【拠点とは】・・・「人にも企業にも選ばれる魅力的なまち」の方針に沿った拠点の整理

市民生活や都市活動、産業活動の中心的な機能を担う地区

- ・ 鉄道駅やインターチェンジ周辺、幹線道路沿道など人や物が行き交う中心となる地区
- ・ 都市機能を集約するにふさわしい都市基盤が整備された、または今後行う予定のある地区

【産業振興地区とは】

・・・「まちづくりは道づくり」の施策に沿った拠点候補の整理

- 都市計画道路の整備と面的な土地利用計画との連動性を重視する地区
- ネットワーク軸の確立と併せ、新たな拠点の候補となる土地利用を誘導します。

誘導例) 本市のさらなる活力向上となる物流施設等の工業機能
道の駅、ターミナルなどの交通機能
都市型農業の振興を図る農業生産機能

【防災減災核とは】

- 防災減災意識の高揚や備蓄品の充実など防災力の向上を図るため、災害に強いまちづくりを推進する拠点として「防災減災核」を位置づけます。

【レクリエーション核とは】

- スポーツを通じた健康増進、観光やイベント等を活用したにぎわいの創出など、人が集う場所、情報を発信する場所として「レクリエーション核」を位置づけます。

【ネットワーク軸とは】・・・「拠点」「核」を結ぶ社会基盤整備として必要不可欠な道路網の整理

- 拠点間及び拠点と周辺都市を結ぶ市の骨格となる道路とその沿道
- 都市に魅力と活力を与え、市内外の活発な交流を促進する連続的な空間を形成します。

【水と緑の骨格軸とは】

- 三郷市の骨格を形成する、自然環境とレクリエーション機能を持った河川・水路空間

江戸川、中川、小合溜井、三郷放水路

●部門別まちづくり方針について

・将来都市像を実現するための都市計画の方針を、部門別に項目立てて示したもの。

項 目	個別事項
(1)市街地整備の方針	○土地利用（土地利用分類・土地利用検討地区・産業振興地区・市街化調整区域等の方針 など） ○生産緑地地区の方針
(2)道路交通体系整備の方針	○道路整備、歩行空間づくり ○鉄道・バス等の交通体系 ○自転車・水上交通の活用、道路景観・美化 など
(3)河川、供給処理施設の整備方針【新】	上下水道整備、河川・水路整備、廃棄物処理施設 ・現計画の「（６）生活充実まちづくりの方針・環境に配慮したまちづくりの推進」の一部を、本項目に統合する。
(4)防災まちづくりの方針	○ハード整備としての震災対策（耐震化、不燃化、防災拠点整備、ライフライン） ○水害対策（河川治水、雨水対策） ○震災復興まちづくり（防災体制、意識啓発、自主防災組織の育成）
(5)水と緑、すぐれた景観に囲まれたまちづくりの方針	→緑の基本計画と景観計画を主とし、みどりと景観を統合予定 ○水と緑のネットワーク・拠点の整備 ○敷地内の緑の保全・緑化、意識啓発、緑化活動 ○良好な景観形成の方針 ○みどり・景観形成の役割分担（市民・事業者・市）
(6)生活充実まちづくりの方針	→住宅施策、子育て環境を充実 ○ユニバーサルデザイン、子育て、福祉 ○環境（エネルギー活用、下水道、低炭素） ○定住（ライフスタイルに合わせた住宅供給、開発許可、防犯） ○公共施設の有効活用

●地域別構想について

●地域別まちづくりの方針について

- ・それぞれの地域特性を踏まえた、地域ごとのまちづくりの方針を示したもの。

【地域区分】



【構成内容】

彦成地域

地域の課題

地域の将来イメージ

まちづくりの方針

まちづくり方針図

北部地域

...

早稲田地域

...

中央地域

...

東和地域

...